

所得再分配効果から見た個人所得課税の推移

—1984～2003 年の標準世帯における年間収入階級別データに基づいて—

経済調査部門 主任研究員 石川達哉

ishikawa@nli-research.co.jp

<要旨>

1. 1984～2003 年の 20 年間について、「家計調査」における年間収入階級別の標準世帯データに基づいて計測すると、給与に関するジニ係数は 90 年代半ば以降上昇しており、課税前所得の世帯間格差は拡大していると言える。また、近年は調査月の直近 12 カ月分の収入に対応する階級区分と調査時点の収入実績が乖離する頻度が高まり、雇用・所得の不確実性が高まっていることを示唆している。
2. 1984 年以降の所得税制・住民税制の変遷を見ると、人的控除の拡大と税率区分の簡素化による累進構造の緩和の流れが続いている。また、大きな制度改革はほぼ 4、5 年に 1 度行われてきた。毎年の所得税制・住民税制・社会保険制度を前述のデータに当てはめることによって税額と社会保険料額を算出し、給与に対する割合を見ると、実効平均税率が趨勢的に低下しているのに対して、実効社会保険料負担率は上昇を続けているため、両者を合わせた広義の実効平均税率はあまり変わっていない。税制および社会保険制度による所得格差縮小効果、すなわち、所得再分配効果を、課税後所得（給与から所得税・住民税を控除）や可処分所得（さらに社会保険料を控除）に関するジニ係数が課税前給与に関するジニ係数からどれだけ低下したかによって測ると、趨勢的に所得再分配効果が弱まっていることが確認できる。その傾向は 90 年代後半以降に顕著である。
3. 課税前後のジニ係数の変化率は、基本的には課税における累進性が高まるほど大きくなる関係があり、累進性と裏表の関係にある限界税率を階層別に計測すると、所得税・住民税に関する狭義の限界税率は 1984 年以降ほとんどの階層で低下傾向を続けており、所得再分配効果の低下とほぼ整合的な動きになっている。他方、社会保険料負担を含めた広義の限界税率は、平均所得層以上の階層でやや低下するにとどまっている。また、給与水準が高くなることに伴って、広義の限界税率が低くなる階層が存在する。給与が標準報酬の上限と下限の間に位置する限りは、社会保険料は比例税のように働くが、上限を上回る場合と下限を下回る場合には逆進税のように作用するためである。

4 . 1999 年に「恒久的な減税」が実施された以後は大きな制度改正が行われなかったにもかかわらず、所得再分配効果が低下しているのは、給与水準の全般的な低下によって狭義の限界税率が結果的に下がったことを反映している。同時に、再分配効果の乏しい社会保険料負担のウエイトが大きくなったことも影響している。

<目 次>

1 . はじめに	108
2 . 標準世帯における課税前給与格差の推移	108
3 . 所得・住民税制の変遷と課税後所得格差の推移	114
4 . 税制の所得再分配効果と限界税率の推移	120
5 . おわりに	126

1. はじめに

1999年に「恒久的な減税」が実施されてからほぼ5年が経過した。その一部である定率減税は抜本的な税制改正がなされるまでの措置として位置付けられていることは、同年の「税制改正の要綱」に明記されているとおりである。ところが、2004年になってから定率減税廃止案のみが急浮上したため、定率減税が廃止された場合の個々の世帯における負担増、および、景気動向と照らし合わせたタイミングの是非に議論は集中している。タイミングの問題を切り離して是非を論じようにも、肝心の抜本的税制改正の具体案が提示されていないからであろう。そもそも、税制のあるべき姿を社会的に合意していくためには、個々の世帯における負担という観点だけでなく、課税によって社会全体の所得格差が是正される効果、所得再分配を通じた公平性の確保という視座が必要である。そして、過去の経緯も踏まえて、現状を客観的に評価するという姿勢が重要であろう。

そこで、本稿では、過去20年間における個人所得課税の効果を所得再分配効果に焦点を当てて、現実のデータに基づく検討を行う。考察対象は、1984～2003年の20年間における所得税、住民税および社会保険料である。具体的には、総務省「家計調査」における標準世帯の世帯主の年収に各年の税制・社会保険制度を当てはめることによって、各所得階層における税（社会保険料）額、実効平均税率、限界税率を計測する。また、世帯数に基づいて、給与収入と課税後所得に関するジニ係数を求め、課税（社会保険料負担）によって所得格差が縮小する効果を時系列的に分析する。

以下の構成は次のとおりである。次の第2節では、課税前の所得格差についてジニ係数を計測し、その推移を見る。第3節では、各年の給与収入に対応する所得税、住民税および社会保険料を求め、課税後のジニ係数を計測する。第4節では、課税前後のジニ係数を比較し、その変化率を以って所得格差縮小効果を測る。また、各階層の限界税率を世帯数に基づいて加重平均し、所得格差縮小効果との対応関係を確認する。最後に、分析結果を踏まえた総括を行う。

2. 標準世帯における課税前給与格差の推移

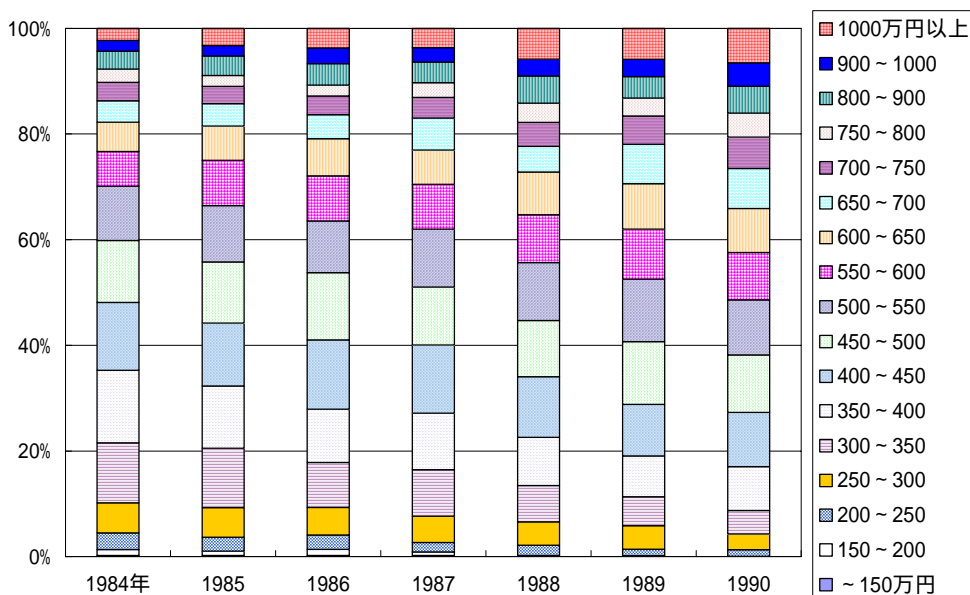
本節の目的は、税制による所得再分配効果を検討する前段階の手続きとして、課税前の所得格差の実態を時系列的に把握することにある。前述のとおり、分析で利用するデータは、総務省「家計調査」における「標準世帯（どちらか一方のみが働く夫婦と子ども2人によって構成される4人家族の勤労者世帯）」の年間収入階級別のデータである。

分析対象を標準世帯に限定するのは、第1に、世帯収入は有業人員の数に大きく影響されるからである。他の世帯と比べた収入水準の違いが有業人員の違いによるものである場合には、これを所得格差や不平等とみなすのは適切でないであろう。所得水準の比較は同じ有業人員数を持つ

世帯の間で行うべきである。第2に、一家の働き手に対する所得税および住民税の課税に際して適用される人的控除が扶養家族の種類と数に依存するため、家族構成の型を固定しないと、税制の効果を正確に評価できないからである。第3に、わが国の給与水準は年功性が強いいため、働き手の年齢の範囲を限定しないで所得の世帯間比較を行うと、人口構成が変化した際にあたかも所得格差が拡大したかのように映る「見せ掛け」の効果を排除することができないからである。世帯主の年齢が30歳代半ばから40歳代後半に集中する標準世帯のデータを用いれば、このような人口構成変化に由来する「見せ掛け」の効果は大幅に縮小する。これらの理由から、標準世帯を分析対象に据えて、年間収入階級別データに基づく考察を進める。

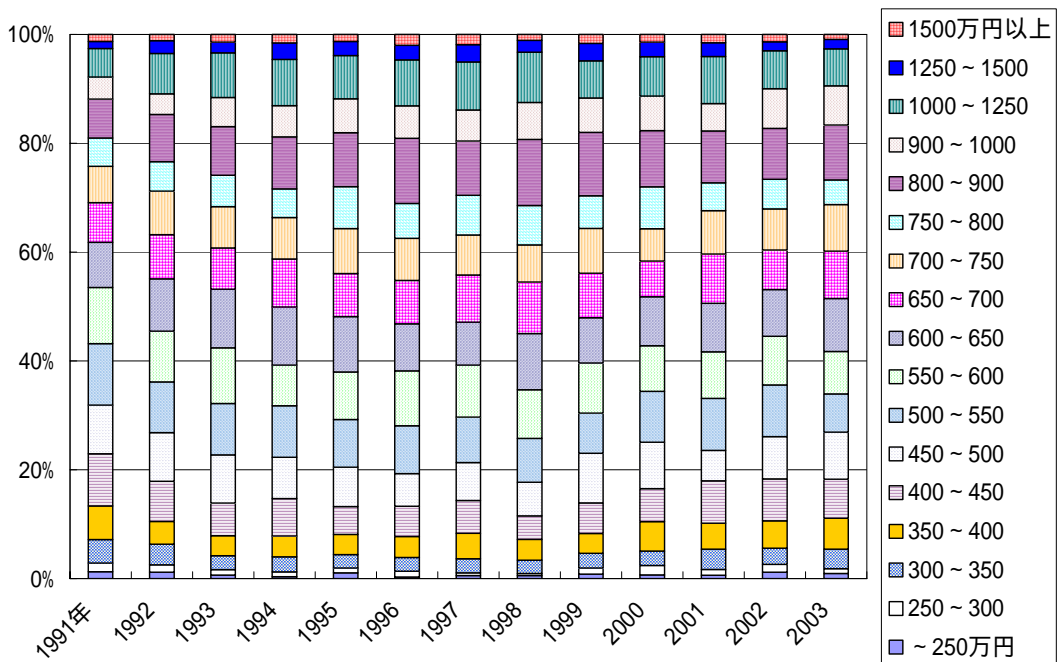
図表 - 1、2 に示すとおり、1984 年以降の年間収入階級別データに関しては、1990 年までは「150 万円未満を最低階層、1000 万円以上を最高階層とする 17 階級」の区分があり、1991 年以降は「250 万円未満を最低階層、1500 万円以上を最高階層とする 17 階級」に区分されている。

図表 - 1 標準世帯の年間収入階級別の世帯数分布（1984～1990 年）



(資料) 総務省「家計調査年報」に基づいて作成

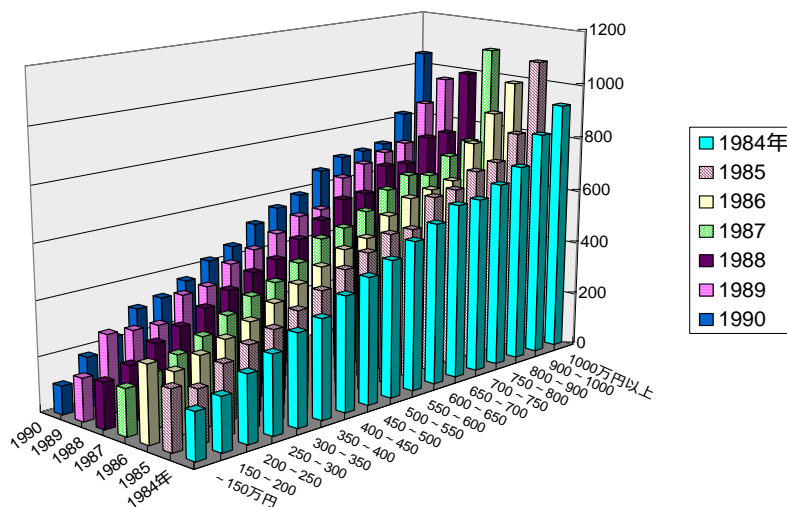
図表 - 2 標準世帯の年間収入階級別の世帯数分布（1991～2003年）



17階級に関する最も基礎的なデータは世帯数である。所得階級が固定されているため、それぞれの世帯数の変化だけでも、80年代は社会全体の年収水準が着実に上昇していったことがわかる。こうした動きは90年代前半で終わり、90年代末からは年収水準が全体的に低下している。

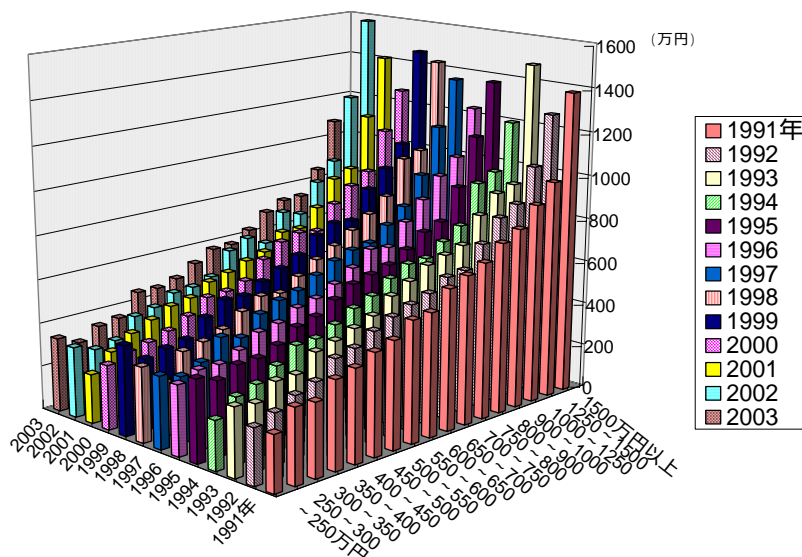
ただし、原統計におけるこの「年間収入階級」は、毎月の調査対象世帯に対して行った「当該月を含む直近12ヶ月分の収入に関する質問」の結果から区分されたものであって、調査当月における収入実績に基づいて区分されたものではない。そのため、「各階級における毎月の収入、すなわち、調査年の1月から12月までの月収の平均値を12倍することによって得られる年収相当額」が「年間収入階級」で示される範囲に位置するとは限らない。「年間収入250万円未満の階級」における月収の12倍が300万円を超えたり、その値が「年間収入250万円以上300万円未満の階級」の月収の12倍を上回ったりすることが起こり得る。つまり、階級区分自体は便宜的なものであり、調査年の実勢年収として適切なのは平均月収の12倍の方である。そこで、1984年から90年までと1991年から2003年までとに分けて、まずは原統計通りに、「年間収入階級別」に世帯主の給与収入（勤め先収入）の推移を確かめることにしたい。

図表 - 3 標準世帯の収入階級別に見た世帯主の年間給与（1984～1990年）の推移



（資料）総務省「家計調査年報」に基づいて作成

図表 - 4 標準世帯の収入階級別に見た世帯主の年間給与（1991～2003年）の推移



（資料）総務省「家計調査年報」に基づいて作成

図表 - 3、4における階級別の年間収入平均値を見ると、隣接する階層での逆転現象が現実にはほぼ毎年起きており、階級区分は便宜的なものであることがわかる。この原因として考えられるのは、毎月の調査実施時点の直前12ヶ月の間に世帯内の有業人員数が変わったり、勤務先の変更や勤務先固有の事情によって給与水準が著しく変化したりすることである。図表 - 5に示すとおり、隣接する階層での逆転現象は近年は多めの傾向にあり、しかも、最低所得層だけではなく、中堅所得層や最高所得層でも生じている。これは雇用や所得における不確実性が高まっていることを反映したものと見ることができる。

図表 - 5 隣接する階級区分（標準世帯）での年収逆転の発生頻度

年	第1階級と第2階級	第2階級と第3階級	第3階級と第4階級	第4階級と第5階級	第5階級と第6階級	第6階級と第7階級	第7階級と第8階級	第8階級と第9階級	第9階級と第10階級	第10階級と第11階級	第11階級と第12階級	第12階級と第13階級	第13階級と第14階級	第14階級と第15階級	第15階級と第16階級	第16階級と第17階級	逆転現象の総数
1984																	0
1985																	2
1986																	1
1987																	1
1988																	1
1989																	2
1990																	0
1991																	1
1992																	0
1993																	1
1994																	0
1995																	1
1996																	2
1997																	2
1998																	2
1999																	3
2000																	1
2001																	1
2002																	3
2003																	3

（資料）総務省「家計調査年報」に基づいて作成

こうした利用データの細部に言及したのは、次節以降で計測する所得税および住民税の金額やその限界税率が、年間給与に応じて決まる給与所得控除や社会保険料控除に依存するため、算出の出発点となる年間給与額はできる限り正確な値を知る必要があるからである。それに加えて、世帯間の所得不平等度を表す代表的な指標であるジニ係数の計測に際しては、調査時点での収入レベルの序列に応じた累積収入総額と累積世帯数を順序立てて積上げ計算する必要があるからである。原統計における各階級の並び順のままでは、ジニ係数は計算できない。

そこで、まず、実際の給与水準の大きさの順番に各階層の並び替えをすることから始めなければならぬ。図表 - 6 はその「並び替え」を行った結果である。

このデータに基づいてジニ係数を計測する算式は次のとおりである。

まず、ジニ係数を G_{YG} 、第 i 階級の給与を y^G_i 、第 n 階級までの累積給与比率を Y^G_n 、第 i 階級の世帯数を s_i 、第 n 階級までの累積世帯比率を S_n とすれば、

$$G_{YG} = 1 - \sum_1^{17} (Y^G_n + Y^G_{n-1})(S_n - S_{n-1}) \quad \text{ただし、} \quad Y^G_n = \sum_1^n y^G_i s_i \div \sum_1^{17} y^G_i s_i, \quad S_n = \sum_1^n s_i \div \sum_1^{17} s_i$$

図表 - 6 世帯主の当年給与に基づく階層別年間給与の推移（標準世帯）

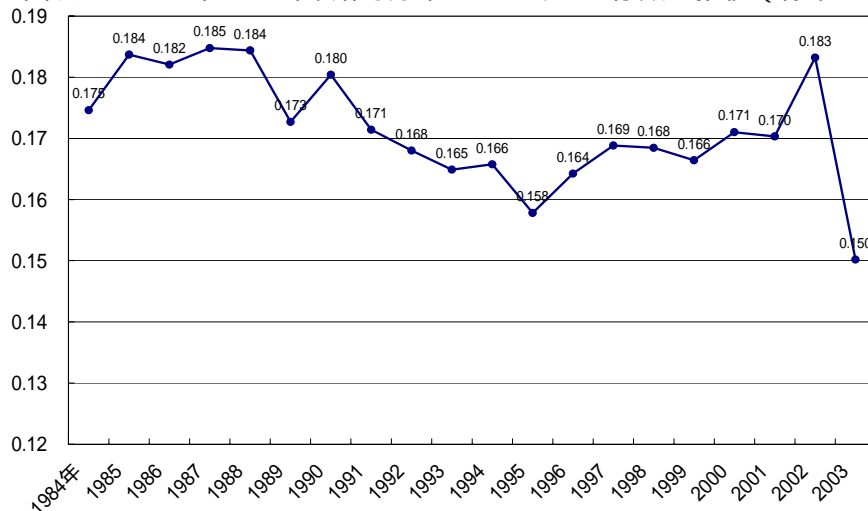
年	平均	階級 1	階級 2	階級 3	階級 4	階級 5	階級 6	階級 7	階級 8	階級 9	階級 10	階級 11	階級 12	階級 13	階級 14	階級 15	階級 16	階級 17
1984	471	172	195	246	288	337	361	418	461	500	547	589	638	639	676	724	828	921
1985	490	194	221	255	295	324	367	414	468	507	552	554	650	660	710	728	818	1073
1986	500	229	260	281	292	329	372	417	458	500	520	583	629	643	659	783	880	981
1987	505	171	199	237	277	328	374	402	452	520	540	582	644	664	682	721	762	1096
1988	535	168	202	255	290	333	375	419	444	499	551	610	615	693	701	776	779	994
1989	546	156	273	277	287	359	367	429	462	502	548	555	658	694	722	742	882	962
1990	572	104	183	230	310	328	369	422	455	519	562	593	668	704	712	724	827	1051
1991	594	255	333	341	403	424	467	493	558	566	648	685	719	787	829	919	1005	1395
1992	604	253	288	334	364	440	458	508	546	576	602	653	662	760	860	903	1057	1279
1993	630	297	312	366	367	441	463	494	525	591	634	686	709	734	852	935	958	1492
1994	625	225	298	325	379	444	447	485	534	567	623	668	671	728	782	960	996	1210
1995	638	339	375	382	384	416	474	495	549	597	618	640	690	751	780	923	1143	1383
1996	655	322	357	360	394	450	465	511	530	573	626	679	692	778	864	957	1030	1245
1997	651	301	331	338	397	425	481	521	542	591	636	666	678	742	812	943	1155	1367
1998	655	257	344	361	379	411	469	507	516	562	619	664	717	775	840	1003	1026	1434
1999	642	325	347	361	413	439	492	498	536	576	617	690	723	731	855	938	1039	1471
2000	631	297	333	349	377	422	485	489	516	597	659	670	682	783	852	904	1085	1267
2001	625	226	304	364	403	443	458	511	534	568	589	662	665	745	867	900	1140	1413
2002	604	289	306	324	394	412	458	463	490	590	594	633	693	720	831	920	1218	1580
2003	591	294	338	347	360	456	459	479	531	578	581	631	699	739	742	856	1054	1082

（注）単位：万円

（資料）総務省「家計調査年報」に基づいて作成

図表 - 7 は、 G_{YG} の計測値の推移を図示したものである。ジニ係数は 1990 年から 95 年にかけて低下した後、95 年以降は上昇傾向にある。標準世帯データに基づいて計測すると、巷で言われるほどには顕著ではないが、課税前の所得格差（給与格差）は拡大傾向にあると結論づけてよいであろう。なお、2003 年の計測値が著しく低下しているが、必ずしも実勢を示すものとは限らない。原統計では最高階級（年間収入 1500 万円以上）に区分された階層の収入が現実には 1054 万円(図表 - 6 では階級 16 に分類)にとどまり、原統計の次点の階級(1250 万円以上 1500 万円未満)の 1082 万円(図表 - 6 では階級 17 に分類)よりも低位に位置するが、ジニ係数への影響度が大きい少数の突出した高所得世帯が本当に存在しないかどうかは、17 階級区分のデータだけでは確認できないからである。

図表 - 7 世帯主の当年給与分布に基づくジニ係数の推移（標準世帯）



（資料）総務省「家計調査年報」に基づいて作成

3. 所得・住民税制の変遷と課税後所得格差の推移

当節では、毎年の現実の制度に基づいて所得税・住民税・社会保険料を求め、給与から所得税・住民税を控除した「課税後所得」、さらに社会保険料を控除した「可処分所得」に関するジニ係数を計測する。これに先立って、1984年以降の所得税制及び住民税制の変遷を確認しておきたい。その概要は図表-8に示すとおりである。

図表-8 1984年以降の所得税・住民税の制度改正と減税の推移

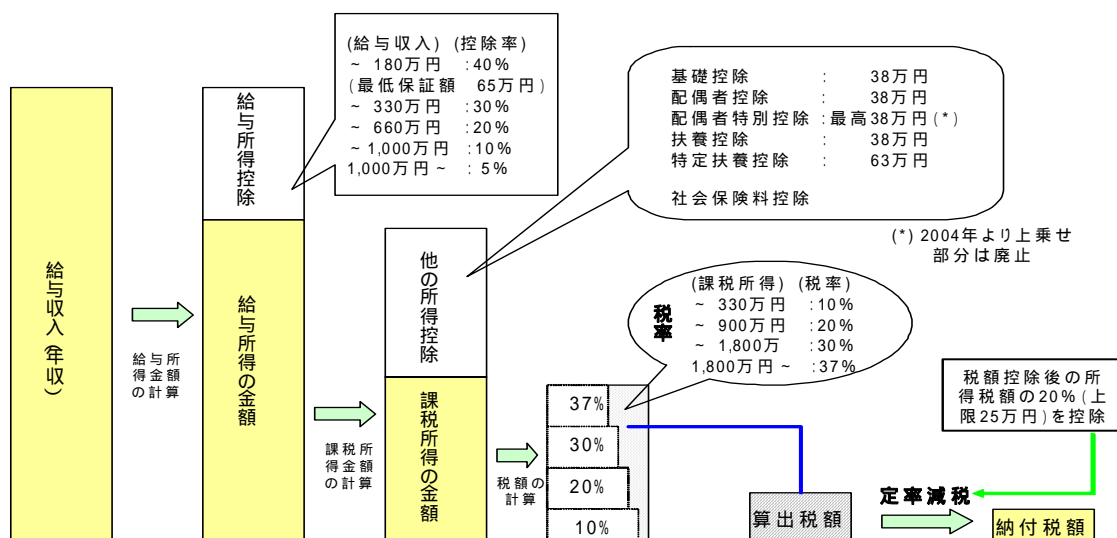
	制度改正		特別減税の形態	所得減税		住民税	備考
	所得税	住民税(所得割)		所得税減税	住民税		
84年	基礎控除・配偶者控除・扶養控除・給与所得控除引き上げ、税率および適用所得区分変更	基礎控除・配偶者控除・扶養控除引き上げ	地方税臨時特例による人的控除引き上げ			基礎控除・配偶者控除・扶養控除の0.7万円引き上げ	所得税率区分15(19)
85年		基礎控除・配偶者控除・扶養控除引き上げ、市町村民税率および適用所得区分変更					
86年							
87年	配偶者特別控除創設、税率および適用所得区分変更						所得税率区分12(15)、市町村民税率区分7(13)
88年	配偶者特別控除引き上げ、税率および適用所得区分変更	基礎控除・配偶者控除・扶養控除引き上げ、配偶者特別控除創設、道府県民税と市町村民税の税率および適用区分変更					所得税率区分6(12)、道府県民税率区分2(3)、市町村民税率区分3(7)
89年	基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除引き上げ、特定扶養控除創設、給与所得控除最低控除額引き上げ、税率および適用所得区分変更	道府県民税と市町村民税の税率および適用区分変更					所得税率区分5(6)、消費税導入(3%)
90年		基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除引き上げ、特定扶養控除創設					
91年		基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・特定扶養控除引き上げ、道府県民税と市町村民税の税率および適用区分変更					
92年							
93年	特定扶養控除引き上げ						
94年		特定扶養控除引き上げ	定率減税	20%、上限200万円	20%、上限20万円		先行減税
95年	基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・特定扶養控除・給与所得控除引き上げ、税率適用区分変更	基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・特定扶養控除引き上げ、道府県民税と市町村民税の適用区分変更	定率減税	15%、上限5万円	15%、上限2万円		
96年			定率減税	15%、上限5万円	15%、上限2万円		
97年		道府県民税率および市町村民税率変更					特別減税廃止、消費税率引き上げ(3%5%)
98年	特定扶養控除引き上げ		定額減税	本人3.8万円、扶養家族1人1.9万円	本人1.7万円、扶養家族1人0.85万円		
99年	扶養控除・特定扶養控除引き上げ	特定扶養控除引き上げ、市町村民税率変更	「恒久的な減税」の一部としての定率減税	20%、上限25万円	15%、上限4万円		最高税率引下げ
2000年	扶養控除引き下げ	特定扶養控除引き上げ		20%、上限25万円	15%、上限4万円		
2001年				20%、上限25万円	15%、上限4万円		
2002年				20%、上限25万円	15%、上限4万円		
2003年				20%、上限25万円	15%、上限4万円		
2004年	配偶者特別控除上乗せ部分廃止			20%、上限25万円	15%、上限4万円		住民税の配偶者特別控除上乗せ部分廃止は2005年分から

(資料) 財務総合政策研究所「財政金融統計月報」各年「租税特集号」に基づいて作成

現在の所得税の税率は、課税所得に応じた4区分のみとなっているが、最も多い税率区分が適用されていた1974年～1983年には19の区分が存在した。1984年は、税制改正によって税率区分が15へと減じられ、税率簡素化が開始された最初の年である。以後の制度改正では、基本的には税率区分の簡素化と各種控除引き上げによって累進構造の緩和が図られている。また、大きな改正は、概ね4、5年毎に行われている。その中で最大のものは、1987年から89年に実施された制度変更であり、シャープ税制改正以来の大幅な制度改正と位置付けられている。具体的には、税率区分の簡素化のほか、配偶者特別控除や特定扶養控除が創設され、既存の人的控除の拡大も行われ、個人所得課税は大幅に緩和された。これらは旧物品税の廃止および消費税の導入とセットで実施されたものである。そして、近年における大きな改正は1999年に実施された「恒久的な減税」であり、その内容は制度減税と定率減税の組み合わせである。それ以降は大幅な改正はなされていない。また、1994年以降の特徴として、1997年以外の年においては、定率減税もしくは定額減税という形で何らかの特別減税が適用されていることが挙げられる。先行減税、景気対策としての減税、抜本的改革までの措置など、その時々に応じた様々な理由が付されているが、過去10年間においては、制度改正とは別枠の特別減税が常態的に適用されてきたのである。

こうした特別減税も含めた各年の所得税制、住民税制と社会保険制度を、前節で利用した標準世帯の給与とデータに忠実に当てはめれば、所得税、住民税および社会保険料を求めることができる。前提とする社会保険は、厚生年金保険、政府管掌健康保険と雇用保険である。また、こどものうち1人は16歳以上23歳未満とみなし、制度が存在する年においては特定扶養控除が適用されるものと考えた。図表-9は、所得税額計算の作業フローを例示したものである。住民税（道府県民税・市町村民税）の計算方法も基本的にはこれと同じである。この方法に基づけば、現実より1万円給与が多い場合との比較を通じて、所得税・住民税の限界税率、社会保険料も含めた広義の限界税率を試算することも可能である。

図表 - 9 税額計算の作業フロー（現行税制）



(資料) 財務省インターネットホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/025.htm> をもとに作成

なお、社会保険料負担を広義の税制に含める取扱いは、Feldstein(1999)および内閣府政策統括官(2001)に倣うものである。社会保険においては負担に対応する給付が存在するが、民間保険のように個人レベルで給付と負担の数理的な均衡関係が成立する訳ではないので、公共サービスおよび社会保険以外の政府からの所得移転の財源が税租によって賄われていることと本質的な差異はないと見なせるからである。制度上の明確な給付ルールが存在する厚生年金に関しても、限界的な負担増に対する限界的給付増という観点から見ると、報酬比例部分の算定ベース増額を通じた効果にとどまる。算定ベースの増分に係る生涯給付の割合は、給付乗率(7.125/1000)×受給開始後の平均余命(15~20年)であり、多めに見積もって0.14である。年金裁定時の標準報酬の再評価率を年率換算すると、予定賃金上昇率に相当し、予定利率よりも低いので、生涯給付の増分を現在価値で割り引けば、0.14を大きく下回る値となる⁽¹⁾。すなわち、限界的な負担増に対応する限界的な給付増は無視できる大きさと言える。

推定の結果は図表-10、11、12のとおりである。税額および社会保険料額を直接示すかわりに、これらを課税前の年間給与で除した実効平均税率を示してある。社会保険料を除いた狭義の個人所得課税(所得税・住民税)の実効平均税率は、多くの階層において、趨勢的な低下を続けてきた。他方、社会保険料率の引き上げが繰り返し行われたため、社会保険料込みの広義の実効平均税率は、平均的には20年前からあまり変わっていない。ただし、低所得層に関しては、やや上昇傾向にある。社会保険料には算定ベースとなる標準報酬の標準報酬の下限と上限が設定されているため、標準報酬の下限と上限の間にある給与に対しては単純比例税のように機能するが、標準報酬の下限を下回る給与と上限を上回る給与に対しては逆進税のように働くためである。

(1) 予定賃金上昇率を w 、予定利率を r 、現在から受給開始までの年数を t とすれば、裁定時に再評価される賃金の時価は $(1+w)^t$ となる。これを現在価値に換算すると、 $\{(1+w)/(1+r)\}^t (1+w-r)^t$ である。さらに、99年の制度改革後は裁定後の給付がインフレスライドのみとなったことを考慮すると、限界的な給付増の割引現在価値はさらに小さくなる。

図表 - 10 標準世帯の世帯主給与に基づく階層別の狭義実効平均税率（所得税・住民税）

年	全体	階級 1	階級 2	階級 3	階級 4	階級 5	階級 6	階級 7	階級 8	階級 9	階級 10	階級 11	階級 12	階級 13	階級 14	階級 15	階級 16	階級 17
1984	7.1	0.1	0.2	0.8	2.2	3.5	4.3	5.7	6.9	7.7	8.7	9.6	10.6	10.6	11.5	12.7	15.1	17.0
1985	7.5	0.2	0.5	1.2	2.4	3.2	4.4	5.6	7.0	7.9	8.8	8.9	10.9	11.1	12.3	12.7	14.7	19.5
1986	7.5	0.5	1.3	1.9	2.2	3.2	4.4	5.5	6.6	7.5	8.0	9.3	10.2	10.5	10.9	13.5	15.6	17.4
1987	6.9	0.2	0.2	0.6	1.4	2.8	4.0	4.7	5.8	7.1	7.5	8.4	9.7	10.1	10.4	11.3	12.2	18.7
1988	6.4	0.2	0.2	0.4	1.2	2.2	3.4	4.3	4.8	5.8	6.6	7.4	7.5	8.8	8.9	10.7	10.8	14.7
1989	5.7	0.2	0.6	0.6	0.7	1.8	2.0	3.4	4.2	5.0	5.8	5.9	7.4	7.8	8.2	8.5	11.3	12.8
1990	5.5	0.3	0.2	0.1	0.4	0.5	1.6	2.7	3.3	4.6	5.3	5.8	6.9	7.4	7.5	7.6	9.6	13.6
1991	5.3	0.1	0.5	0.7	2.2	2.7	3.4	3.8	4.8	4.9	6.2	6.8	7.2	8.5	9.3	10.9	12.2	21.1
1992	5.5	0.1	0.1	0.6	1.4	3.0	3.3	4.0	4.6	5.1	5.5	6.3	6.5	8.0	9.9	10.7	13.2	19.2
1993	5.9	0.2	0.3	1.3	1.3	2.9	3.3	3.7	4.1	5.3	6.0	6.7	7.1	7.4	9.7	11.1	11.5	22.1
1994	5.8	0.1	0.1	0.4	1.6	2.9	2.9	3.6	4.3	4.8	5.8	6.4	6.5	7.3	8.3	11.5	12.0	16.4
1995	5.0	0.3	0.7	0.9	0.9	1.7	2.7	3.1	3.8	4.3	4.7	5.0	5.8	6.6	7.0	9.3	12.6	16.7
1996	5.1	0.2	0.4	0.5	1.1	2.3	2.6	3.3	3.5	4.1	4.7	5.5	5.7	6.8	8.1	9.7	10.9	14.9
1997	5.0	0.1	0.2	0.3	1.1	1.8	2.8	3.3	3.6	4.2	4.7	5.2	5.4	6.3	7.1	9.4	12.6	16.3
1998	4.9	0.2	0.3	0.4	0.6	1.3	2.5	3.1	3.2	3.8	4.4	5.1	5.9	6.6	7.4	10.3	10.6	17.0
1999	4.5	0.1	0.3	0.4	1.0	1.6	2.5	2.6	3.1	3.7	4.1	5.2	5.7	5.8	7.3	8.8	10.6	16.9
2000	4.5	0.1	0.2	0.3	0.5	1.4	2.6	2.6	3.0	4.0	4.9	5.0	5.2	6.6	7.5	8.4	11.4	14.8
2001	4.3	0.2	0.1	0.4	1.0	1.8	2.1	2.9	3.3	3.7	3.9	4.9	4.9	6.1	7.7	8.3	12.0	16.2
2002	4.1	0.1	0.1	0.1	0.7	1.2	2.1	2.2	2.6	3.9	4.0	4.4	5.3	5.7	7.1	8.6	13.0	18.5
2003	4.0	0.1	0.2	0.3	0.4	2.0	2.1	2.4	3.2	3.8	3.8	4.4	5.4	6.0	6.0	7.5	10.8	11.2

(注) 単位：%

図表 - 11 標準世帯の世帯主給与に基づく階層別の広義実効平均税率（所得税・住民税・社会保険料）

年	全体	階級 1	階級 2	階級 3	階級 4	階級 5	階級 6	階級 7	階級 8	階級 9	階級 10	階級 11	階級 12	階級 13	階級 14	階級 15	階級 16	階級 17
1984	15.0	8.1	8.1	8.8	10.1	11.5	12.2	13.6	14.8	15.7	16.6	17.5	18.6	18.6	19.2	20.1	21.7	23.0
1985	15.4	8.1	8.4	9.2	10.4	11.1	12.3	13.5	14.9	15.8	16.7	16.8	18.7	18.9	19.8	20.2	21.8	25.8
1986	16.1	9.1	9.9	10.5	10.8	11.8	13.0	14.1	15.2	16.1	16.5	17.9	18.8	19.1	19.4	21.8	23.4	24.8
1987	15.4	8.8	8.8	9.2	10.0	11.4	12.6	13.3	14.4	15.7	16.1	16.9	18.3	18.6	19.0	19.8	20.6	25.7
1988	15.0	8.8	8.7	9.0	9.7	10.8	11.9	12.8	13.4	14.4	15.2	16.0	16.1	17.3	17.5	19.0	19.1	22.0
1989	14.3	8.8	9.2	9.2	9.3	10.4	10.6	12.0	12.8	13.6	14.3	14.5	15.9	16.4	16.7	17.1	19.0	20.2
1990	14.8	10.8	9.5	9.5	9.7	9.9	10.9	12.0	12.6	13.9	14.7	15.1	16.3	16.7	16.8	17.0	18.9	21.7
1991	14.8	9.6	9.9	10.2	11.7	12.1	12.8	13.2	14.2	14.3	15.7	16.2	16.6	17.9	18.7	19.8	20.6	27.6
1992	14.8	9.4	9.4	9.8	10.6	12.2	12.5	13.2	13.9	14.4	14.8	15.6	15.7	17.2	19.0	19.5	21.3	26.1
1993	15.1	9.4	9.5	10.5	10.5	12.1	12.5	12.9	13.3	14.5	15.2	15.9	16.3	16.6	18.7	19.7	19.9	28.8
1994	15.0	9.3	9.3	9.6	10.8	12.1	12.1	12.8	13.5	14.0	15.0	15.6	15.7	16.5	17.5	19.9	20.2	23.8
1995	15.1	10.4	10.8	11.0	11.0	11.8	12.8	13.2	13.9	14.4	14.7	15.1	15.9	16.7	17.0	19.3	21.5	24.7
1996	15.2	10.2	10.5	10.5	11.2	12.4	12.7	13.4	13.6	14.1	14.8	15.6	15.7	16.9	18.2	19.6	20.3	23.3
1997	15.5	10.7	10.7	10.8	11.7	12.3	13.3	13.9	14.2	14.7	15.3	15.7	15.9	16.8	17.6	19.7	21.8	24.7
1998	15.5	10.7	10.8	11.0	11.1	11.9	13.0	13.6	13.7	14.3	14.9	15.6	16.4	17.1	18.0	20.2	20.5	25.1
1999	15.0	10.7	10.8	10.9	11.5	12.1	13.0	13.1	13.7	14.2	14.6	15.8	16.2	16.3	17.9	19.2	20.3	24.9
2000	15.0	10.7	10.7	10.8	11.0	11.9	13.1	13.2	13.6	14.6	15.4	15.6	15.7	17.1	18.0	19.0	20.9	23.5
2001	15.1	10.9	10.9	11.1	11.7	12.5	12.8	13.7	14.0	14.4	14.7	15.6	15.6	16.8	18.5	19.0	21.8	24.8
2002	14.8	10.9	10.9	10.9	11.5	11.9	12.8	12.9	13.3	14.7	14.7	15.2	16.1	16.5	17.8	19.4	22.4	26.5
2003	14.7	10.9	10.9	11.0	11.1	12.8	12.8	13.2	13.9	14.5	14.6	15.1	16.2	16.7	16.8	18.2	21.1	21.4

(注) 単位：%

図表 - 12 標準世帯の世帯主給与に基づく階層別の実効平均社会保険料負担率

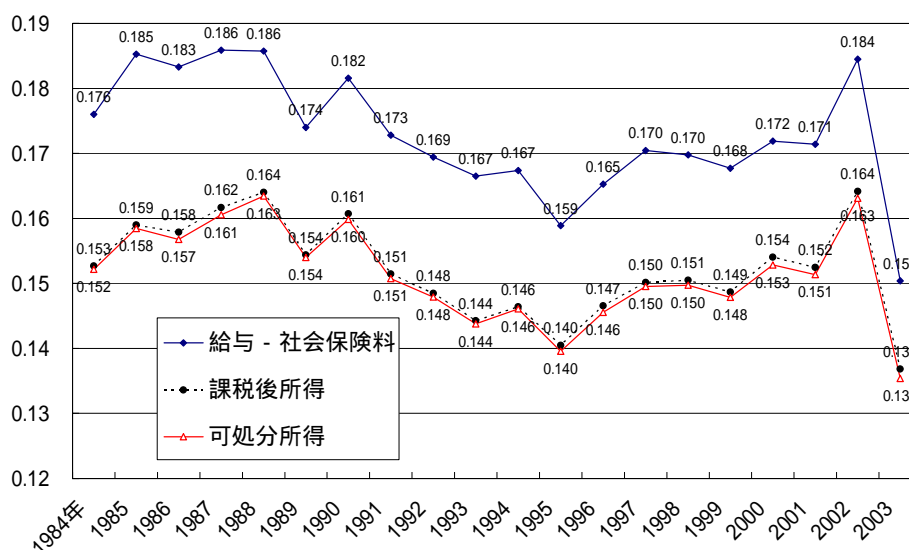
年	全体	階級 1	階級 2	階級 3	階級 4	階級 5	階級 6	階級 7	階級 8	階級 9	階級 10	階級 11	階級 12	階級 13	階級 14	階級 15	階級 16	階級 17
1984	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.7	7.5	6.6	6.0
1985	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.8	7.5	7.4	7.0	6.3
1986	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.3	7.8	7.4
1987	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.4	7.0
1988	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.3	8.3	7.3
1989	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.5	7.8	7.4
1990	9.4	10.5	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.3	8.2
1991	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	8.9	8.4
1992	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.0	8.8	8.0
1993	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.0	8.6	8.4
1994	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	8.4	8.3
1995	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	8.8	8.0
1996	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	9.8	9.4	8.4
1997	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.4	9.2	8.3
1998	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.0	9.8	8.1
1999	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.4	9.8	8.0
2000	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	9.5	8.7
2001	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	9.7	8.6
2002	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	9.4	8.0
2003	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.3	10.2

(注) 単位：%

最低所得層の給与でも標準報酬の下限を上回れなかったのは90年のみであり、社会保険料の逆進税的な効果が確認できるのは高所得層においてである。第16階級、17階級などでは、社会保険料額を給与水準で除した「実効平均負担率」が他の階級よりも明らかに低水準にある。もちろん、これらの階層では所得税・住民税の実効平均税率が高いため、所得税・住民税と社会保険料を合わせた広義の実効平均税率は他の階層よりも高い。しかし、それでも、所得税・住民税のみの実効平均税率で階層間比較した場合ほど相対的な水準の高さは目立たない。

次に、求めた所得税・住民税と社会保険料の額に基づいて課税後所得（給与から所得税・住民税を控除）および可処分所得（給与から所得税・住民税・社会保険料を控除）を計算し、それぞれの所得に関するジニ係数 G_{YN} および G_{YD} を計測したのが図表 - 13 である。後で検討する所得再分配効果の分析に備えて、社会保険料のみを給与から控除した場合の所得に関しても、ジニ係数 G_{YS} を計測した。

図表 - 13 世帯主の課税後所得および可処分所得に関するジニ係数の推移（標準世帯）



それぞれのジニ係数の時系列的な変化の傾向は、給与に関するジニ係数とほぼ同様である。すなわち、80年代後半から90年代半ばにかけては低下傾向にあったが、その後は上昇傾向に転じている。

同一年次における異なった所得概念に関するジニ係数の水準を比較すると、次のとおりである。最初に指摘しなければならないのは、単純比例税は所得の格差の絶対値を縮小させる効果を持つが、相対的な格差、すなわち、平均所得からの乖離率で見た格差を縮小させることはできないことである。ジニ係数に関しても、定義式から明らかなように、全世帯の課税前所得が比例税によって同率変化した場合は、課税前後でその値は変わらない。多くの所得階層に対して社会保険料は比例税的に働き、最高所得層では逆進税的に作用しているため、社会保険料のみを控除した所得に関するジニ係数は先に計測した給与に関するジニ係数とほぼ同じか、若干上回っている。給与から所得税・住民税を控除した課税後所得、給与から所得税・住民税・社会保険料を控除した可処分所得に関するジニ係数は、当然、給与に関するジニ係数よりも低い。社会保険料単独で見た場合には最高所得層の実効平均負担が低くなるが、所得税・住民税・社会保険料をすべて合わせた負担（広義の実効平均税率）に関しては、所得が高いほど重くなるため、可処分所得ベースで見たジニ係数が一番低い。ただし、給与から所得税・住民税のみを控除した課税後所得に関するジニ係数とほとんど水準は異なる。

次節では、この計測結果をもとに、更なる検討を行う。

4. 税制の所得再分配効果と限界税率の推移

ジニ係数は所得の不平等度を表す指標であるから、前節で求めた「課税後所得（可処分所得）に関するジニ係数」が前々節で求めた「課税前所得のジニ係数」からどの程度低下したかを数量的に比較すれば、課税による所得格差縮小効果、すなわち、所得再分配効果を明示的な形で測ることができる。

所得税・住民税による所得再分配効果を R_1 、所得税・住民税・社会保険料による所得再分配効果を R_2 、社会保険料による所得再分配効果を R_3 とすれば、これらは次のように定義される。

$$R_1 = (G_{YG} - G_{YN}) / G_{YG} \quad , \quad R_2 = (G_{YG} - G_{YD}) / G_{YG} \quad , \quad R_3 = (G_{YG} - G_{YS}) / G_{YG}$$

計測結果は、図表 - 14 に示すとおりである。

まず、社会保険料負担は単独で見れば、逆進的である⁽²⁾。

次に、所得税・住民税の課税前後で比較したジニ係数の低下率、所得税・住民税・社会保険料の賦課前後で比較したジニ係数の低下率は、ともに過去 20 年間に於いて縮小傾向にあり、所得再分配効果は趨勢的に弱まってきたと言える。

図表 - 14 所得再分配効果の推移

年	所得再分配効果		
	R_1	R_2	R_3
1984	12.6%	12.9%	-0.8%
1985	13.4%	13.7%	-0.9%
1986	13.3%	13.9%	-0.7%
1987	12.5%	13.1%	-0.6%
1988	11.0%	11.4%	-0.7%
1989	10.6%	10.8%	-0.8%
1990	10.9%	11.4%	-0.6%
1991	11.6%	12.1%	-0.8%
1992	11.6%	12.0%	-0.9%
1993	12.5%	12.8%	-1.0%
1994	11.7%	11.9%	-1.0%
1995	11.0%	11.6%	-0.7%
1996	10.8%	11.4%	-0.6%
1997	11.1%	11.4%	-0.9%
1998	10.6%	11.1%	-0.8%
1999	10.7%	11.2%	-0.8%
2000	9.9%	10.6%	-0.5%
2001	10.5%	11.1%	-0.6%
2002	10.4%	11.0%	-0.7%
2003	8.9%	9.8%	-0.2%

すでに述べたとおり、比例税は所得の格差の絶対値を縮小させる効果を持つが、相対的な格差、すなわち、平均所得からの乖離率で見た格差を縮小させることはできない。すなわち、課税に伴

⁽²⁾ 本稿で無視している給付面も含めた総合効果については留保が必要である。理想的には、生涯給与と生涯純給付との関係において比較すべきである。なお、公的年金制度に関して、生涯純給付（生涯総給付 - 生涯総負担）がプラスになる世代に対して、世代内所得格差拡大効果を持つことの実証は石川(1999)を参照されたい。

ってジニ係数がどれだけ低下するかは、税制の累進度にかかっている。課税所得の限界的増加に伴って適用される所得税率が段階的に上昇するわが国の仕組みは「超過累進税率」と呼ばれている。その意味では、給与水準の上昇に伴う限界税率の上昇度合いや社会全体の平均的な限界税率の水準を、累進性を端的に示す指標として用いることができる。

広義の課税、すなわち、社会保険料を含めたベースでの限界税率と給与水準の關係に重大な影響を及ぼすのが、前述の社会保険料に関する標準報酬の上限と下限の存在である。標準報酬の上限を超えた領域においては、給与がどんなに増えても社会保険料は一定のままである。したがって、社会保険料額を給与水準で除した「実効平均負担率」は、給与の増加に伴って緩やかに低下する。これに対して、給与の限界的な増加に対応する社会保険料の限界的な増加、すなわち「限界負担率」はゼロである。給与水準が標準報酬の上限と下限の間に位置する限りは、社会保険料は単純比例税のように機能し、「実効平均負担率」も「限界負担率」も社会保険料率に一致する。しかし、給与が標準報酬上限を超えると、「実効平均負担率」が緩やかに低下するのに対して、「限界負担率」は突然ゼロになり、給与水準がどんなに高くなっても、「限界負担率」はゼロのままである。

このように、所得税・住民税・社会保険料のすべてを対象とした広義の課税においては、標準報酬の上限（下限）の影響は、実効平均税率よりも限界税率の方に強烈に現れるのである。しかも、上限額は健康保険と厚生年金保険で異なるため、給与水準が上昇する過程で社会保険料の「限界的負担率」が急落するポイントは2つ存在することになる。つまり、高所得層の一部の領域では、広義の限界税率が低下することが複数回起こり得る。言い換えると、社会保険料も含めた限界税率に関しては、給与水準が高まるにつれて限界税率も上昇するという関係が常に成立する訳ではないのである。

前述のとおり、ジニ係数と限界税率は、税制の累進性と密接に関わっている点では共通しているが、ジニ係数はあくまで集計された結果を示す値であるので、税制による所得格差是効果の大小を累進構造の細部と関係づけて考える場合には、所得階層別の限界税率を補完的に用いることが有益であろう。

そこで、給与階層別の限界税率を計測し、その結果を示したのが図表 - 15、16、17 である。所得税・住民税に関する限界税率は、各階層においておおむね低下傾向を続けており、所得再分配効果の低下とほぼ整合的な動きになっている。また、社会保険料を含めた広義の限界税率に関しては、平均所得以上の階層、特に高所得層では、この傾向が妥当する。しかし、低所得層においては、広義の限界税率は年による変動が大きく、しかも、趨勢的に低下しているとは言えない。

図表 - 15 標準世帯の世帯主給与に基づく階層別の限界税率（所得税・住民税）

年	全体	階級 1	階級 2	階級 3	階級 4	階級 5	階級 6	階級 7	階級 8	階級 9	階級 10	階級 11	階級 12	階級 13	階級 14	階級 15	階級 16	階級 17
1984	18.0	0.0	2.5	9.6	10.2	13.7	14.4	18.0	18.0	18.0	20.9	20.9	23.8	24.6	28.4	29.3	34.0	34.0
1985	18.0	2.8	2.8	9.6	10.2	11.8	14.4	15.1	18.0	18.0	20.9	20.9	25.0	28.4	29.3	29.3	32.7	40.1
1986	17.9	3.1	9.5	10.1	10.1	12.0	14.3	15.0	17.9	17.9	17.9	20.7	23.6	23.6	23.6	29.3	32.8	33.6
1987	16.4	0.0	2.8	3.1	10.1	10.7	13.2	13.9	15.4	16.4	17.1	20.0	22.8	22.8	26.1	26.9	28.4	40.1
1988	14.3	0.0	0.0	3.1	9.2	12.1	12.1	12.1	14.3	14.3	14.3	17.9	17.9	26.1	26.1	27.6	27.6	29.3
1989	14.3	0.0	3.1	3.1	3.1	10.7	10.7	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	16.3	16.3	16.3	25.9	25.9	30.2
1990	14.1	0.0	0.0	0.0	3.0	3.0	10.6	10.6	10.6	10.6	14.1	14.1	14.1	16.1	16.1	16.1	25.8	31.9
1991	14.1	0.0	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	14.1	14.1	16.1	16.1	16.1	24.2	25.8	25.8	31.9	42.5
1992	16.1	0.0	0.0	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	14.2	14.2	16.2	16.2	16.2	24.2	25.9	25.9	32.0	42.5
1993	16.2	3.0	3.0	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	14.2	14.2	16.2	16.2	16.2	16.2	25.9	25.9	25.9	50.3
1994	16.2	0.0	3.0	3.0	10.6	10.6	10.6	10.6	14.2	14.2	16.2	16.2	16.2	16.2	24.2	25.9	25.9	41.1
1995	15.0	3.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	15.0	15.0	16.0	16.0	16.0	25.9	27.4	31.9
1996	14.0	3.0	3.0	3.3	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	14.0	16.0	16.0	16.0	24.0	25.9	27.4	31.9
1997	13.9	0.0	3.0	3.0	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	13.9	15.9	15.9	15.9	15.9	25.8	27.3	31.9
1998	13.9	0.0	3.0	3.5	3.5	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	13.9	15.9	15.9	15.9	23.8	27.3	27.3	41.0
1999	13.9	3.0	3.0	3.5	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	12.1	15.9	15.9	15.9	23.8	25.8	27.3	39.2
2000	13.9	0.0	3.0	3.0	3.5	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	14.6	15.9	15.9	15.9	23.8	23.8	27.3	30.1
2001	13.9	0.0	0.0	3.5	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	15.9	15.9	15.9	23.8	23.8	27.3	30.0
2002	10.4	0.0	0.0	0.0	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	13.9	15.9	15.9	15.9	23.8	27.3	40.5
2003	10.4	0.0	3.0	3.0	3.5	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	13.9	15.9	15.9	15.9	23.8	26.8	26.8

(注) 単位：%

図表 - 16 標準世帯の世帯主給与に基づく階層別の限界税率（所得税・住民税・社会保険料）

年	全体	階級 1	階級 2	階級 3	階級 4	階級 5	階級 6	階級 7	階級 8	階級 9	階級 10	階級 11	階級 12	階級 13	階級 14	階級 15	階級 16	階級 17
1984	25.9	7.9	10.4	17.5	18.2	21.6	22.3	25.9	25.9	25.9	28.8	28.8	31.7	29.9	32.3	33.1	34.6	34.6
1985	25.9	10.7	10.7	17.5	18.2	19.7	22.3	23.1	25.9	25.9	28.8	28.8	28.8	32.3	33.1	33.1	36.6	44.0
1986	26.4	11.7	18.1	18.7	18.7	20.5	22.9	23.6	26.4	26.4	26.4	29.3	32.2	32.2	32.2	33.1	36.6	37.4
1987	25.0	8.6	11.3	11.7	18.7	19.3	21.8	22.5	23.9	25.0	25.7	28.6	31.4	31.4	34.6	35.4	32.3	43.9
1988	22.9	8.6	8.6	11.7	17.8	20.7	20.7	20.7	22.9	22.9	22.9	26.5	26.5	34.6	34.6	31.4	31.4	33.1
1989	22.9	8.6	11.7	11.7	11.7	19.3	19.3	22.9	22.9	22.9	22.9	24.9	24.9	24.9	29.7	29.7	29.7	34.0
1990	23.5	0.6	9.3	9.3	12.4	12.4	19.9	19.9	19.9	23.5	23.5	23.5	25.5	25.5	25.5	25.5	29.7	35.8
1991	23.5	9.4	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	23.5	23.5	25.5	25.5	25.5	33.6	29.7	29.7	35.8	43.1
1992	25.4	9.2	9.2	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	23.4	23.4	25.4	25.4	25.4	33.5	29.6	29.6	35.6	43.0
1993	25.4	12.2	12.2	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	23.4	23.4	25.4	25.4	25.4	25.4	29.5	29.5	29.5	53.9
1994	25.4	9.2	12.2	12.2	19.8	19.8	19.8	19.8	23.4	23.4	25.4	25.4	25.4	25.4	33.4	29.5	29.5	44.7
1995	25.1	13.6	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	25.1	25.1	26.1	26.1	26.1	29.6	31.1	35.7
1996	24.1	13.1	13.1	13.4	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	24.1	26.1	26.1	26.1	34.1	29.6	31.1	35.7
1997	24.4	10.5	13.5	13.5	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	24.4	26.4	26.4	26.4	26.4	29.7	31.2	35.8
1998	24.4	10.5	13.5	14.0	14.0	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	24.4	26.4	26.4	26.4	34.4	31.2	31.2	44.9
1999	24.4	13.5	13.5	14.0	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	22.6	26.4	26.4	26.4	34.4	29.7	31.2	43.0
2000	24.4	10.5	13.5	13.5	14.0	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	25.1	26.4	26.4	26.4	34.4	34.4	31.2	33.9
2001	24.6	10.7	10.7	14.2	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1	26.6	26.6	26.6	34.5	34.5	31.3	34.1
2002	21.1	10.7	10.7	10.7	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1	24.6	26.6	26.6	26.6	34.5	31.3	41.3
2003	21.1	10.7	13.7	13.7	14.2	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1	24.6	26.6	26.6	26.6	34.5	32.4	32.4

(注) 単位：%

図表 - 17 標準世帯の世帯主給与に基づく階層別の限界社会保険料負担率

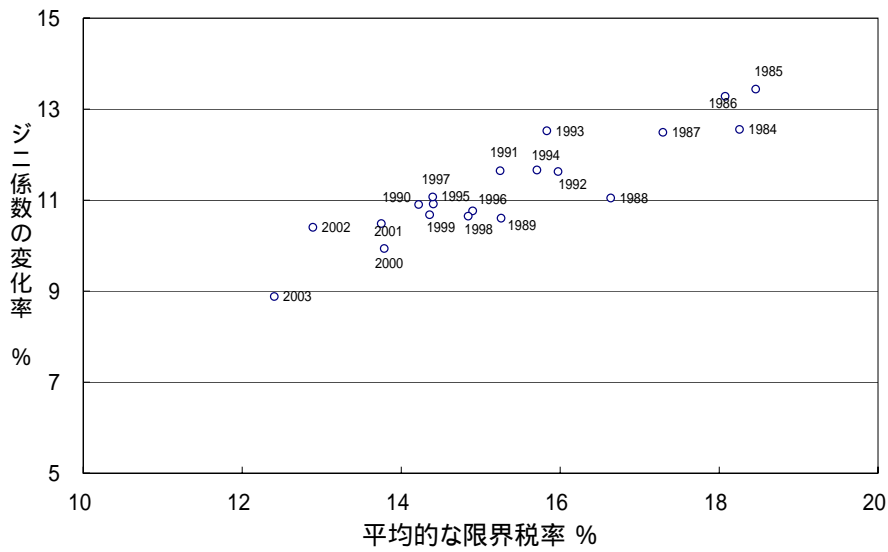
年	全体	階級 1	階級 2	階級 3	階級 4	階級 5	階級 6	階級 7	階級 8	階級 9	階級 10	階級 11	階級 12	階級 13	階級 14	階級 15	階級 16	階級 17
1984	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	5.3	3.8	3.9	0.6	0.6
1985	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	3.9	3.9	3.9	3.8	3.9	3.8
1986	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	3.8	3.8	3.8
1987	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	3.8	3.8
1988	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	3.8	3.8	3.8
1989	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	3.8	3.8	3.8
1990	9.3	0.6	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4	9.3	9.4	9.3	9.4	9.3	9.4	3.8	3.8
1991	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	3.8	3.8	0.6
1992	9.2	9.2	9.2	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.2	9.3	9.2	9.2	9.2	9.3	3.7	3.7	3.7	0.5
1993	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	3.6	3.6	3.6	3.6
1994	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	3.6	3.6	3.6
1995	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	3.7	3.7	3.7
1996	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	3.7	3.7	3.7
1997	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	3.9	3.9	3.9
1998	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	3.9	3.9	3.9
1999	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	3.9	3.9	3.9
2000	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	3.9	3.9	3.9
2001	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	4.1	4.1	4.1
2002	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	4.1	4.1	0.8
2003	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	5.5	5.5	5.5

(注) 単位：%

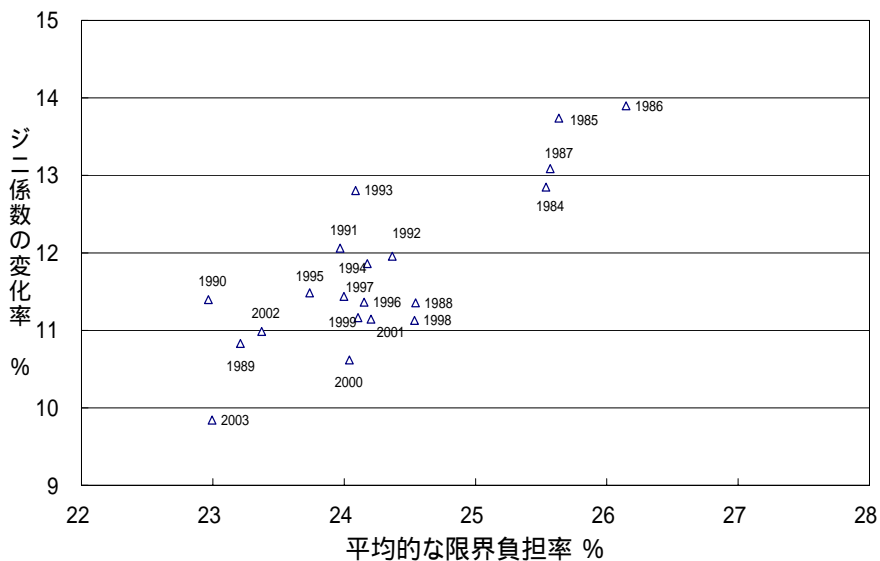
図表 - 16、17におけるシャドー部分は、低位の階級よりも限界税率（限界負担率）が低いケースを表している。社会保険料を単独で見た場合だけでなく、所得税・住民税・社会保険料をすべて合わせた総負担を見た場合においても、標準報酬上限額の影響で給与水準が高くなると限界税率が低下する階層が存在することが、現実の統計からも確認された訳である。総合的な所得再分配効果と関係づけると、これらの階層では給与水準の低い世帯よりも限界的な負担が小さく、格差縮小効果が有効に機能しない原因となり得る。それが問題視されるほどの大きさかどうかは、当該階層の世帯がどの程度存在するかにかかっている。近年、これに該当するのは第15、16階層であり、1000万円前後の給与水準を持つ世帯である。第15、16階層の世帯数は全体の1割程度あるので、決して無視できない存在である。こうした限界税率の構造、より一般的な言い方をすれば、所得税・住民税と社会保険料の総合的な負担の構造については、改善の余地があると言っ

てよいであろう。

図表 - 18 所得再分配効果と平均的な限界税率の推移(所得税・住民税)



図表 - 19 所得再分配効果と平均的な限界負担率の推移(所得税・住民税・社会保険料)



最後に、社会全体の平均的な限界税率とジニ係数の間には本当に密接な関係があることを、両者の時系列データから確認しておきたい。

図表 - 18、19 は、各年における「世帯数に基づく階層別の限界税率を加重平均した値(平均的な限界税率)」と「課税前後で比較したジニ係数の変化率」の散布図である。両者の軌跡は累進性の緩和に伴って所得再分配効果がほぼ継続的に低下してきたことを示すものである。20年間の大きな流れという意味では、税制改正の推移と整合的である。社会全体の平均的な限界税率と課税前後のジニ係数の変化率で測った所得再分配効果とは、ほぼ比例関係にあると言えるが、個別に見ると比例線からは少し乖離しているケースもみられる。各ポイントを相互に比較すると、平均

的な限界税率がほぼ同じでも再分配効果が異なる年があり、再分配効果がほぼ同じでも平均的な限界税率が異なる年もある。再分配効果が同じならば、限界税率は小さい方が好ましい。一般に、税制の累進性が高まれば、所得再分配効果は高まるが、家計の労働供給に影響して経済効率を犠牲にする可能性も高まるからである。本稿のこれまでの分析で焦点を当ててきたのは税制の所得再分配機能、すなわち、税制によって公平性を確保する効果であり、効率性を犠牲にする度合いについては考察対象外である。しかし、同じ再分配効果を持つ税体系が複数存在するならば、効率性を犠牲にする度合いの小さい税体系の方が好ましいことだけは明白である。一般に、社会全体の限界税率が高ければ高いほど、効率性を犠牲にする度合いが大きい⁽³⁾ということは、留意しておきたい。

ところで、1999年に「恒久的な減税」が実施された後は大きな制度改正が行われなかったにもかかわらず、その後も所得再分配効果が低下しているのは、給与水準の全般的な低下によって、結果的に限界税率が下がったことを反映している。同時に、再分配効果の乏しい社会保険料負担のウエイトが大きくなったことも影響している。累進税制の下では所得が減少した場合には、税制が変わらなくても、課税対象所得に適用される税率が低くなる。税負担自体は減少するが、各階層の限界税率の低下に伴って世帯間の相対的な所得格差是正効果は弱まる。これに対して、比例税的な社会保険料の方は、制度改正がなければ、平均税率も限界税率も変わらない。現実には、この時期にも若干の料率の引き上げがなされているため、狭義の税と合わせた広義の税負担に占める社会保険料のウエイトが高まり、広義の税負担はますます比例税的な性格を強めている。

⁽³⁾ 家計の余暇と労働の選択に対して課税に伴って発生する超過負担(効率上の損失)が次のように表現できることから明らかのように、超過負担は限界税率の2乗に比例する。

$DWL = 0.5 \tau^2 \epsilon^L(w/p)$ ただし、DWL:超過負担、 τ :限界税率、 ϵ^L :補償労働供給の賃金弾力性、 (w/p) :実質賃金

5. おわりに

以上の分析を通じて、過去 20 年間に於ける広義の個人所得課税に於ける所得再分配効果は趨勢的に低下して来たことが明らかになった。また、90 年代半ば以降は課税前の給与格差が拡大傾向にあり、さらに、90 年代末からは平均的に給与水準が減少していることも確認できた。つまり、低所得世帯や給与水準が大幅に下がった世帯に対して、それを緩和するメカニズムは十分に働いていないとすることができる。直接的な負担に関しては、狭義の税制、すなわち、所得税と住民税の負担は低下しているが、多くの所得階層においてこれらよりもはるかに重い社会保険料の負担があり、その負担割合はむしろ上昇している。このため、広義の税負担は比例税的な性格が強まり、格差を是正する所得再分配効果が低下している。社会保険料負担と所得税・住民税負担を全く切り離し、後者にのみ目を向けて、軽い負担しかしていないかのように家計負担の問題を論ずるのは不適切であると言えよう。

もちろん、本稿の分析は所得再分配効果のみを取り扱ったものであり、多くの世帯で限界税率が低下して来た事実からは、効率上の損失を縮小させて来たという推測も可能である。しかし、所得階層別に見れば、社会保険料負担を含めた広義の限界税率は低所得層においては必ずしも低下していないという事実は認識しておくべきであろう。

参考文献

- [1] Feldstein, Martin (1999) “Tax Avoidance and the Dead Weight Loss of the Income Tax.”
Review of Economics and Statistics 81 (4), 674-680
- [2] Sin, Amartya (1997) “ON ECONOMIC INEQUALITY expanded edition with a substantial
annexe by James E. Foster and Amartya Sin Oxford University Press (アマールティ
ア・セン著、鈴木興太郎・須賀晃一訳『不平等の経済学』東洋経済新報社)
- [3] 跡田直澄・橋本恭之・前川聡子・吉田有里 (1999)「日本の所得課税を振り返る」『フィナ
ンシャル・レビュー』第50号, 1-64
- [4] 麻生良文 (1998)『公共経済学』有斐閣
- [5] 石川達哉 (1999)「世代別に見た個人の生涯税・社会保険料負担と年金給付」『ニッセイ基
礎研 所報』Vol.11
- [6] 石川達哉 (2003)「累進所得税と消費税による厚生上の損失 - 所得階層別に見た税制変更の
家計に及ぼす影響 - 」『ニッセイ基礎研 所報』Vol.29
- [7] 内閣府政策統括官 (経済財政 - 景気判断・政策分析担当) (2001)「1990年代における所得
税制改正の効果について」『政策効果分析レポート』No.9
- [8] 大竹文雄・福重元嗣 (1987)「税制改革案の所得再分配効果 - 『全国消費実態調査』による
シミュレーション分析 - 」『大阪大学経済学』Vol.37, No.3, 23-31
- [9] 大竹文雄 (2003)「所得格差の拡大はあったのか」樋口美雄 + 財務省財務総合政策研究所 編
著『日本の所得格差と社会階層』第1章、日本評論社
- [10] 照山博司・伊藤隆敏 (1994)「みせかけの不平等と真の不平等-世代重複モデルによるシミ
ュレーション分析-」石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会
- [11] 林宏昭 (2002)「所得税の再分配効果」『どう臨む財政危機下の税制改革』第4章、清文社